

令和4年1月20日
相模原市発表資料

まん延防止等重点措置に伴う本市の対応について

まん延防止等重点措置に伴う本市の対応について別添のとおりとしましたので、お知らせします。

【問合せ先】

市長公室総合政策部政策課

電話 042-769-8203

まん延防止等重点措置に伴う本市の対応について

令和4年1月20日

新型コロナウイルス感染症相模原市対策本部

令和4年1月19日、政府が神奈川県への「まん延防止等重点措置」の適用を決定したことを受け、県は「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」において、相模原市を含む県内全市町村を措置区域として定めた。

これらを踏まえ、感染拡大防止策を更に推進し、市民の皆様の命と暮らしを守るため、1月21日（金）からまん延防止等重点措置の終了までの間、本市においては、主に次のとおり対応することとする。

1 衛生分野

(1) 医療体制の確保

- 医療の提供体制については、「神奈川モデル」を基本とし、国や県、医療機関等と連携しながら、検査体制の充実や病床の確保などに取り組む。また、自宅療養者に対する健康観察、診療等の体制を確保するとともに、宿泊療養施設の適切な運営を行う。

(2) ワクチン接種の実施

- 新型コロナウイルスワクチンの3回目接種については、感染拡大防止に向け、更なる接種体制の強化を図り、できる限り時期を前倒しして接種を実施していく。また、国において検討が進められている5歳から11歳までの小児への接種については、国の動向等を注視しつつ、接種体制を整えていく。

2 生活分野

(1) 基本的な感染防止策の市民への周知

- 市民に対し、「3密の回避」はもとより、「マスクの着用」「手洗い」、「5つの場面の回避」など、感染を防ぐ取組を徹底するようお願いする。
- 生活に必要な場合を除き、県外への移動は極力控えるようお願いする。

(2) 市設置施設及び市主催イベントの取扱い

- 市が設置している施設は、基本的な感染防止策を講じた上で運営する。ただし、個々の施設の実情に応じて、利用時間の短縮など適切な対応を図ることとする。
- 市が実施するイベントは、市主催イベントの取扱方針に基づき、当分の間、市政運営上、真に必要なものに限定して、実施することとする。

(3) 生活困窮者への相談体制の強化

- 引き続き、土・日・祝日を含め、生活困窮者及び生活保護の相談窓口を開所する。

(4) 学校・保育所等の取扱い及び感染防止策の徹底

- 市立小・中学校等については、感染リスクの高い活動を避け、感染防止策を徹底した上で教育活動を継続する。
- 保育所等・児童クラブは、感染防止策を徹底した上で開所する。ただし、保育所等については家庭での保育が可能な場合は、協力をお願いする。

3 経済分野

(1) 中小企業等に対する支援及び情報提供

- 産業支援機関等と連携して中小・小規模事業者及び個人事業主への相談体制を継続するとともに、国及び県が行う、飲食店等への営業時間短縮要請に対する支援策について、市内の対象事業者等に情報提供を行う。

4 市の業務体制

(1) 業務継続計画の徹底

- 感染拡大の抑制を図るためにはワクチン接種や疫学調査など、新型コロナウイルス感染症に係る業務に全庁を挙げて取り組む必要があることから、引き続き業務継続計画を徹底し、緊急性が高くない業務の縮小を図るなど、業務の精査・見直しを継続して行う。

(2) 業務体制の確保等

- 在宅で可能な業務は原則としてテレワークの実施を徹底するとともに、週休日及び勤務時間の割振変更などにより、引き続き職員の感染防止策を実施する。また、柔軟な職員配置や全庁横断的な役割分担により、市民生活と事業者の経営の安定に向けた支援に係る取組を着実にを行うための体制を継続する。